

指定就労継続支援B型

報酬算定に係る自己点検表

事業所の名称	
事業所番号	
実地指導実施年月日	
記入者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定就労継続支援B型

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
【～R3.3.31】 基本報酬 令和3年3月までの 平均工賃月額					加算概要の欄は、算定期間ごとに該当する「平均報酬月額」をプルダウンより選択	
【R3.4.1～】 令和3年4月からの 報酬体系について					事業所で選択をした「平均工賃月額に応じた報酬体系」、「利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系」のいずれかをプルダウンより選択	
平均工賃月額 【R3.4.1～】 「平均工賃月額に 応じた報酬体系」 を選択した場合に 記入					加算概要の欄は、算定期間ごとに該当する「平均報酬月額」をプルダウンより選択 ※（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出） 令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度の実績を用いることも可能） 次のいずれかの年度の実績で評価 （Ⅰ）平成30年度 （Ⅱ）令和元年度 （Ⅲ）令和2年度	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
職業指導員及び生活支援員	職業指導員及び生活支援員それぞれで1名以上の配置がされているか ※どちらか1名以上は常勤					
常勤換算数	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
管理者	管理業務に支障がない場合は兼務可				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
利用定員	（ ）人					
前年度の利用者平均	（ ）人					
サービス管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	サービス管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					
	※みなしサービス管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制であるか					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
直接処遇職員配置体制	常勤換算で7.5:1の体制であるか					
	常勤換算で10:1の体制であるか					
定員超過利用減算	過去3か月の利用平均障害者が定員の125%を超過しているか 1日あたりの利用障害者数が定員の150%を超えているか					
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が常勤専従で配置できていなかった時期が一定期間存在するか					
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない期間が存在するか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
就労移行支援体制加算	就労継続支援B型のサービスを利用した利用者が一般就労し、その後6ヶ月以上継続して就労しているものが、前年度において1名以上いるものとして届け出を出し、加算を算定しているか				旧制度では、一般就労又はA型事業所への移行者が前年度において100分の5以上いることが必要	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか				有資格者について 【～R3.3.31】 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士	従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか				【R3.4.1～】 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理士	従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					
	常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害が利用者の100分の30以上いる際、専門性を有する職員を追加で配置しているか。					
初期加算	就労継続支援B型を開始してから30日以内の利用者に対して加算を算定しているか。					
訪問支援特別加算	所要時間が1時間未満の場合					相談支援記録
	所要時間が1時間以上の場合					
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか					
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対して、事業所が準備した食事を提供しているか					
欠席時対応加算	欠席時の対応記録が適切に残されているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
医療連携体制加算（Ⅰ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者1名に対して支援を行っているか。					
医療連携体制加算（Ⅱ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者2名以上に対して支援を行っているか。					
医療連携体制加算（Ⅲ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。					
医療連携体制加算（Ⅳ）【～R3.3.31】	喀痰吸引等が必要なものに対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間未満）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間以上2時間未満）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅲ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（2時間以上）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅳ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護を行っているか				（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅴ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。					
医療連携体制加算（Ⅵ）【R3.4.1～】	喀痰吸引等が必要なものに対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか				（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定している利用者については算定しない。	
施設外就労加算【～R3.3.31】	厚生労働大臣が定める基準を満たし、一般企業等で作業を行う場合において、利用者の支援を行っているか					
重度障害者支援加算（Ⅰ）	障害年金1級を受給する利用者数が100分の50以上いるか					
重度障害者支援加算（Ⅱ）	障害年金1級を受給する利用者数が100分の25以上いるか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
就労移行連携加算【R3.4.1～】	就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り算定しているか。				当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定しない。	
目標工賃達成指導員配置加算	目標工賃達成指導員を常勤換算で1名以上配置し、職業指導員及び生活支援員が7.5：1の人員体制以上、かつ目標工賃達成指導員と合わせて6：1以上の人員配置がされているか					
送迎加算（Ⅰ）	1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ週3回以上実施しているか					
送迎加算（Ⅱ）	1回の送迎につき、平均10人以上が利用している、もしくは週3回以上実施しているか					
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援のサービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った場合に、加算を算定しているか（5日以内）					
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援のサービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った場合に、加算を算定しているか（6日以上15日以内）					
在宅時生活支援サービス加算【～R3.3.31】	やむを得ない事情により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、居宅にて支援を行っているか					
在宅時生活支援サービス加算【R3.4.1～】	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、居宅にて支援を行っているか					
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、必要な相談援助等を行っているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				別途確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
地域協働加算【R3.4.1～】	各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき算定しているか。				「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択した場合のみ	
ピアサポート実施加算【R3.4.1～】	一定の支援体制の下、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で算定しているか。				「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択した場合のみ （一定の支援体制） 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）※」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ※令和6年3月31日までの間は経過措置あり。	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
目標工賃達成加算（Ⅰ）	前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上か 前年度の工賃実績が、目標工賃以上か 県で作成していた「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していたか 前年度の工賃実績が、原則として前々年度の工賃実績以上か				平成30年3月廃止	
目標工賃達成加算（Ⅱ）	前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の3分の1以上か 前年度の工賃実績が、目標工賃以上か 県で作成していた「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していたか 前年度の工賃実績が、原則として前々年度の工賃実績以上か				平成30年3月廃止	
目標工賃達成加算（Ⅲ）	前年度の工賃実績が、施設種別平均工賃以上か 県で作成していた「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していたか 前年度の工賃実績が、原則として前々年度の工賃実績以上か				平成30年3月廃止	

福祉・介護職員処遇改善加算

加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・特別・特定Ⅰ・特定Ⅱ)

事業所名 _____

点検項目	点検事項	点検欄	確認欄
【共通】	① 福祉・介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	② 加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	③ 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出をしている	周知かつ届出	
	④ 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一致 ・国保連の加算額通知書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当 非該当	
	変更事由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継続のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	提出 該当なし	
	Ⅰ ⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ⅱ ⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
Ⅲ ⑦-1または⑦-2及び⑧'に適合する	点検事項に適合		
Ⅳ ⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合		
Ⅴ 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特別 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特定Ⅰ aとbとcに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている c 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合		
特定Ⅱ aとbに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合		
⑦-1 【キャリアパス要件Ⅰ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件（賃金に関するもの含む）及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金体系を定めている b 書面作成及び周知している	就業規則等の根拠規定	
⑦-2 【キャリアパス要件Ⅱ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと イ 資格取得のための支援を実施すること b aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修実施（機会確保と能力評価又は支援実施） b 周知している	計画等の文書 研修等の記録	
⑦-3 【キャリアパス要件Ⅲ】（処遇改善加算Ⅰ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組み ア 経験に応じて（勤続年数や経験年数等）昇給する仕組み イ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み（客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要） b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	a 昇給の仕組み又は定期昇給の仕組みがある b 周知している	就業規則等の仕組みを規定した文書（就業規則、給与規定等）	
【個別】			

⑧	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ） 平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	
⑧'	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅲ、Ⅳ） 平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	